

平成30年度 第1回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

## 平成30年度第1回農業委員会総会日程表

日時 平成30年 4月5日(木) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について

日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第9 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(19名)

1番 大西 嘉一郎

2番 石川 有利

3番 星川 安德

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

7番 鈴木 俊一

8番 武村 美枝子

9番 妻鳥 和美

10番 高橋 博

11番 坂上 宏  
13番 鈴木 博美  
15番 辻 政春  
17番 齋藤 伊勢子  
19番 石川 武将

12番 尾崎 靖雄  
14番 高橋 藤信  
16番 河村 薫  
18番 則友 祝幸

出席農地利用最適化推進委員(22名)

1番 脇 純樹  
3番 薦田 悦男  
5番 高橋 忠明  
8番 鎌倉 静夫  
10番 中泉 敏則  
12番 高橋 功  
14番 三好 忠行  
16番 合田 篤夫  
19番 加地 照男  
21番 越智 寧  
24番 高橋 祥志

2番 藤田 紘正  
4番 森川 雅之  
6番 合田 慎太郎  
9番 石村 好典  
11番 石川 修平  
13番 立川 貞美  
15番 河村 一碩  
18番 真鍋 義孝  
20番 渡邊 繁  
23番 近藤 良啓  
25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

7番 宇高 勉

17番 鈴木 一郎

出席した職員

事務局長 曾我部 和司  
係長 岡田 昇  
係長 石川 考太

次長 大西 唯文  
係長 河村 由美子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。春先の農作業などで何かと忙しい中、平成30年度第1回の農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。つい3月初めまでは今年は寒い寒いということで、どうなるのかと思っておりましたけれど、急に夏を思わせるような暑さで体調も中々ついていけなくなりますが、体調を崩さないようにしていただきたいと思います。この4月をもって昨年新制度になりましてから、ちょうど1年になります。この1年また皆さん方に農地の有効利用ということで何かとお世話になりますが、よろしく願いしたらと思います。

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の7番 宇高 勉委員 17番 鈴木一郎委員から欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、11番 坂上 宏委員、10番 高橋 博委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知

についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号50番～57番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。受付番号22、豊岡町長田の畑1筆については、工業団地として買収された農地の代替地としていうことで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号23、土居町津根の畑1筆については、競売落札によるものです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、果樹を栽培されるそうです。受付番号24、25の土居町津根の畑1筆、田1筆については、これも競売落札によるものです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号26、土居町津根の田1筆については、小作地を所有地としたいという小作地開放であります。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。次の14番、15番については前総会の保留案件です。前回の総会では水の問題とか、借りる期間が3年で短いとの指摘を受けましたが、ご本人の方から追加で説明がありました。土居町土居の畑については、水の問題がありましたが、この場所に打ち抜き水があり現在も利用できるポンプ小屋があるということで、これを利用するとのことでした。この広い農地の利用については、果樹及び野菜ということでしたが、果樹は止めて里芋と季節野菜を作るということです。土地所有者の〇〇さんの協力を得ながら、この使用貸借の3年間だけでなく3年後も継続して10年以上は耕作されるということです。土居町中村の畑については、現在数本しか果樹は植わっていませんが、補植をしながら農地として管理していきたいとのことですので問題ないと思われまます。よって条件第1号から第7号までについては問題ありません。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号22番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 23番

委 員 23番から26番まで異議ありません。

議 長 続いて14番、15番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、  
原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可する  
ことに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項目的の競売に係る買受  
適格証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第2号、農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明  
願についてをご説明いたします。受付番号4、5番についてまとめて説  
かせていただきます。中曽根町の畑3筆、宅地1筆については、理由と  
しては経営拡大のためということです。条件第1号から第7号までにつ

いては問題ありません。4番については、この場所は鶏舎の跡地で農機具等の倉庫となっていました。それを再度利用して養蜂の箱を置きたいそうです。5番については、今現在鶏舎で中を整理して養蜂をするとのこと。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 受付番号4番、5番質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について、原案のとおり証明することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。受付番号2、金生町山田井の案件について、申請人は自動車整備及び販売業を営んでおり、現在業績は右肩上がりで好況であるため整備用の車両置場等が不足しており、今回申請地を整備及び車検用また展示用の車両置場とするものです。申請人、〇〇〇〇。立地基準一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 受付番号2番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、11件です。受付番号27、金生町山田井の案件について、受人は現在借家住まいのため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。なお既に造成されておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号28、妻鳥町の案件について、受人は現在借家住まいのため、実家に近い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇・〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号29、下柏町の案件について、受人は借家住まいのため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号



30、村松町の案件について、受人は現在借家住まいで子供も成長し手狭となったため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅及び将来の生活の足しとしたい貸駐車場新設です。受人、〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号31、村松町の案件について、受人は現在借家住まいで子供も成長し手狭となったため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号32、寒川町の案件について、受人は夫婦で高齢の母親と同居していますが、母親がデイサービスを利用する際、既存の敷地では駐停車に苦慮しており、駐車スペースを確保するため隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場及び回転場新設です。受人、〇〇〇〇。なお既に造成されておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号33、土居町土居の案件について、受人は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大のための日照通風の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、株式会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。この渡人ですが、本日わかったのですが平成30年3月30日に亡くなっています。渡人ですので相続人が継承いたします。相続確認を代書屋の方をお願いしておりますので、許可後相続登記が確定してからの所有権移転となる予定です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号34土居町土居の案件について、受人は現在借家住まいのため住環境の良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号35、土居町小林の案件について、受人は現在借家住まいで子供も成長し、手狭となったため妻の祖父から申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号36、土居町天満の案件について、受人はとび・土木工事業を営んでおり、事業拡大のため資材等の置場が不足したため、現事業地に隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場です。受人、〇〇〇〇。なお既に造成し利用されておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号37、土居町蕪崎の案件について、里芋のJAブランド「伊予美人」はJAうまを中心に近年安定した販売環境から東予地区全域に栽培面積の拡大が進んでおりますが、現在は各支店の小規模な選果場しかなく、品質、規格等にバラつきがあります。今後さらなる効率化を図るため、広域的な里芋選果場を建設する必要があり、そのため受人・渡人合致の申請地を譲り受けて受人が造成を行い、選果場建設用地として全国農業協同組合連合会に貸すものです。受人、うま農業協同組

合代表理事、篠原一志。申請地は農振農用地ではありますが、今回、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設用地等として軽微変更されましたので、農地転用の不許可の例外に該当し、立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議 長 受付番号27番

星川委員 違反転用がありますが、始末書が出るとということで異議ありません。

議 長 28番

委 員 異議ありません。

議 長 29番

委 員 異議ありません。

議 長 30番

委 員 30番、31番異議ありません。

議 長 32番

委 員 異議ありません。

議 長 33番

高橋藤信委員 今言われたように農地の所有者移転後に行うということで異議ありません。

議 長 34番

高橋藤信委員 住宅地の中にありますので、異議ありません。

議 長 35番

委 員 異議ありません。

議 長 36番

齋藤委員 違反転用については、かなり前からなっていましたので、私の不行届きで申し訳ありません。異議ありません。

議 長 37番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君  
(岡田係長、受付番号43番～54番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号55番から63番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長     それでは受付番号43番、質疑ありませんか。

委 員     異議ありません。

議 長     44番

委 員     異議ありません。

議 長     45番

委 員     45番、46番異議ありません。

議 長     47番

委 員     異議ありません。

議 長     48番

委 員     48番、49番異議ありません。

議 長     50番

委 員     50番、51番異議ありません。

議 長     52番

委 員     異議ありません。

議 長     53番

委 員     異議ありません。

議 長     54番

齋藤委員     本人さんもやる気いっぱいなので、異議ありません。

議 長     受付番号55番から63番の再設定について、質疑はありませんか。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号5番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 受付番号5番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がな

い旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第9 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更は2件です。受付番号2、個別除外の案件です。申出人の〇〇〇〇は、型枠大工を営んでおり、近年建築土木の受注が好調であるが、現在の資材置場は200平方メートルと狭小地であり資材等の置場のスペースが不足しているため、現資材置場の隣接地に用地拡張を検討いたしましたが、土地所有者の同意が得られず、また近隣の周辺地においても土地所有者の同意が得られませんでした。申出人は現在の資材置場以外に土地を所有しておらず、現在は土居町北野の申出人宅を事務所として兼用しているため、申出人宅近隣も複数検討した結果、除外申出地以外に利用できる土地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。受付番号3、個別除外の案件です。申出人夫婦は現在新居浜市で社宅に住んでいますが、申出人の妻は共働きの両親に替わって実家の祖母の介護を行っており、今後も介護を行う必要があるため、妻の実家近くの土地を探しておりました。申出人夫婦は土地を所有しておらず、申出人の両親及び申出人妻の両親の所有する土地を複数検討いたしました結果、除外申出地以外に利用できる土地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号2番、質疑はありませんか。

委 員 異議なし

議 長 3番

委 員 異議なし

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:15)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 石川有利

委 員 坂上宏

委 員 高橋 研